

議案第 66 号

議決第 号

始良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）5月15日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

始良市後期高齢者医療に関する条例（平成22年始良市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例第2条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。